

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	○公印を改刻しその使用を開始する件	一〇	た件	○道路の区域を変更する件二件	一五
	○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	一〇		○道路の供用を開始する件	一五
	○土地改良区の定款の変更を認可	一〇	公告	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	一五
				福島県警察本部	
				○随意契約の相手方を決定した件	一五

告 示

福島県告示第二百十五号
 公印を次のように改刻し、平成二十三年四月十九日その使用を開始する。
 平成二十三年四月十九日

職印

福島県知事 佐藤 雄平

番号	10の7
公印の名称	福島県知事印(福島県相馬港湾建設事務所)
印影	
公印管理者	福島県相馬港湾建設事務所長

20

福島県相馬港湾建設事務所長印



福島県相馬港湾建設事務所長

(文書法務課)

福島県告示第二百十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年四月十九日から同年五月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十三年四月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 廃棄物に係る事項等

新たに設置する産業廃棄物保管施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条に規定する保管基準に従い、保管施設の見やすい箇所に、次の事項を記載した掲示板(縦×横それぞれ六十センチメートル以上)を設置すること。

- (一) 産業廃棄物の保管場所である旨
- (二) 保管する産業廃棄物の種類
- (三) 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

なお、一般廃棄物と産業廃棄物を同一施設に保管する場合には、一般廃棄物と産業廃棄物を区分して保管すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年四月十九日から同年五月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市商工観光部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十三年四月十九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル門田町店 福島県会津若松市天神町二十二番十一号
 - 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。
- (商業まちづくり課)

福島県告示第二百十八号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津大川土地改良区から平成二十三年三月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月十一日認可した。
平成二十三年四月十九日
福島県知事 佐藤 雄平
(農村計画課)

福島県告示第二百十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十三年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年四月十九日
福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道徳沢宝坂線	耶麻郡西会津町宝坂大字宝坂字下宝川七二七番一地从先から 同 郡同 町宝坂大字宝坂字下宝川七一八番二地先まで	変更前	A 九・〇}	一一三・〇
		変更後	A 九・〇}	一一三・〇
			B 八・〇}	一〇六・一
			一七・八	

(道路計画課)

課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年四月十九日
福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道下郷会津本郷線	南会津郡下郷町大字大内字小屋沢一四四〇番一地从先から 同 郡同 町大字大内字小屋沢一四四〇番一地从先まで	変更前	一〇・〇}	一〇〇・〇
		変更後	六一・〇	一〇〇・〇
			一五・〇}	一〇〇・〇
			九四・五	

(道路計画課)

福島県告示第二百二十一号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十三年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年四月十九日
福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道徳沢宝坂線	耶麻郡西会津町宝坂大字宝坂字下宝川七二七番一地从先から 同 郡同 町宝坂大字宝坂字下宝川七一八番二地先まで	平成二十三年四月一九日

(道路計画課)

公 告

公告第七十六号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年四月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

(公 計 課)

- 申請のあった年月日
平成二十三年四月一日
- 名称
NPO法人フロンティア南相馬
- 代表者の氏名
大宮 篤史
- 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市鹿島区北右田字成跡坊二十二番地
- 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、現在求められている高齢化社会、環境問題、青少年教育、障害者雇用、コミュニティ開発、途上国支援などの社会的課題の解決に関する事業を行い、ネットワークを広げることにより、新しい仕組み作りを促進し、より良い社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第54号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転者管理システム改修業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年4月19日

福島県警察本部長 松本 光弘

- 随意契約に係る特定業務の名称及び数量
運転者管理システム改修業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成23年3月24日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 随意契約に係る契約金額
31,552,500円
- 契約の相手方を決定した手続

随意契約
随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当